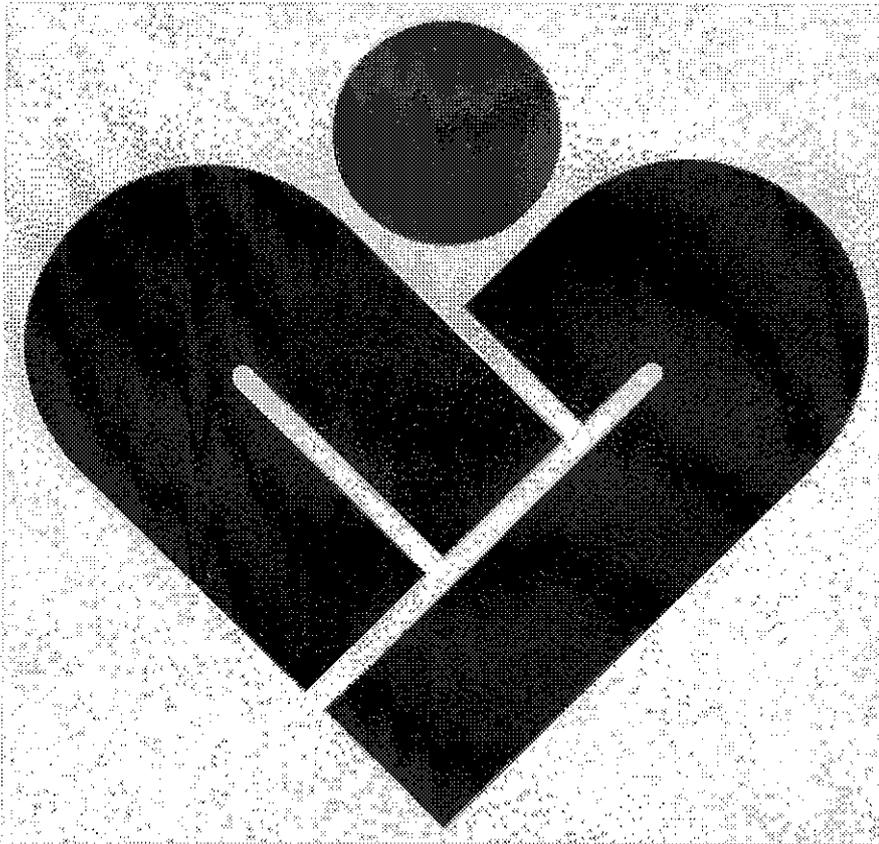


令和7年度

津嘉山体育協会 総会



日時：令和7年4月8日（火）午後7時

場所：津嘉山地域振興資料館ホール

# 令和7年度 津嘉山体育協会総会

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長のあいさつ

### 3. 議 事

議案第1号 令和6年度事業経過報告について

議案第2号 令和6年度決算承認について

議案第3号 令和7年度事業計画（案）について

議案第4号 令和7年度予算（案）について

議案第5号 令和7年度役員（案）

### 4. そ の 他

### 5. 激 励 の 挨 拶 … 津嘉山区長

### 6. 閉 会

## 令和6年度事業経過報告

月	日	行 事	備 考
4	4	町体協令和6年度定期総会・第45回夏季大会総合開会式	
4	10	津嘉山体育協会定期総会	
4	21	サッカー・バドミントン大会	サッカー 準優勝 バドミントン男子 優勝 女子 優勝
4	28	野球大会	
5	12	ソフトテニス・野球大会（決勝）	ソフトテニス男子 準優勝 女子 不参加 野球 準優勝
5	25	剣道大会	不参加
6	9	バスケットボール・ボウリング会	バスケットボール男子 優勝 女子 ベスト8 ボウリング 優勝
6	23	バレーボール・ソフトボール大会	バレーボール男子 ベスト4 女子 ベスト4 ソフトボール男子 準優勝 女子 優勝
6	30	ハンドボール大会	ハンドボール男子 ベスト8 女子 優勝
7	9	ゴルフ大会	準優勝
7	28	卓球大会	卓球男子 不参加（大綱曳きのため） 女子 ベスト8
8		島尻郡夏季大会	
8 9	31 1	町陸上競技大会	一般男子11位 一般女子 不参加 壮年3位 秋季総合7位 年間総合1位
10	5 6	島尻郡陸上競技大会	
11	17	津嘉山区民運動会	台風により中止

## 令和6年度 歳入歳出決算書

## 歳入の部

単位:円

項目	予算額	決算額	比較	備考
助成金	1,900,000	1,900,000	0	字・町社協から補助
雑収入	1,000	251	749	利息等
寄付金	1,000	0	1,000	
繰越金	94,834	94,834	0	
合計	1,996,834	1,995,085	1,749	

## 歳出の部

分担金	400,000	386,531	13,469	町(分担金、保険料)
会議費	70,000	41,049	28,951	総会
備品費	10,000	0	10,000	
修繕費	5,000	0	5,000	
字パークゴルフ費	0	0	0	
区民運動会費	250,000	138,734	111,266	
サッカー費	100,000	99,865	135	
ボウリング費	15,000	15,000	0	
ソフトボール費	140,000	69,710	70,290	
卓球費	40,000	17,395	22,605	
バレーボール費	140,000	140,000	0	
ソフトテニス費	60,000	30,000	30,000	
バスケットボール費	140,000	140,000	0	
野球費	100,000	100,000	0	
バドミントン費	60,000	60,000	0	
ゴルフ大会費	75,000	75,000	0	
陸上競技費	270,000	304,264	△ 34,264	
剣道費	10,000	0	10,000	
ハンドボール費	100,000	99,186	814	
雑費	5,000	2,970	2,030	
広報費	5,000	0	5,000	
予備費	1,834	0	1,834	
合計	1,996,834	1,719,704	277,130	

歳入合計

1,995,085 繰越金

275,381

歳出合計

1,719,704

# 監 査 報 告

令和 6 年度の収入・領収書綴りを監査した結果適正に処理されている  
ことを報告します。

収入総額 1,995,085 円

支出総額 1,719,704 円

繰越合計 275,381 円

令和 7 年 3 月 27 日

会計監査員

金城 昭彦



金城 和貴



## 令和7年度事業計画（案）

月	日	行 事	備 考
4	3	町体協 定期総会・夏季大会総合開会式	
	8	津嘉山体育協会総会	
	20	町サッカー・バドミントン大会	名簿提出期限4/15
	27	町野球・ソフトテニス大会	名簿提出期限4/22
5	10	町卓球大会	名簿提出期限4/30
	11	町野球大会（決勝10時～）	
	18	町野球大会（予備日）	
	25	町ソフトテニス大会（予備日）	
6	8	町ボウリング大会	名簿提出期限5/27
	15	町バスケットボール大会	名簿提出期限6/10
	22	町バレーボール・ソフトボール大会	名簿提出期限6/17
	29	町ハンドボール大会 町ソフトボール・ソフトテニス大会（予備日）	名簿提出期限6/24
7	4	町ゴルフ大会	名簿提出期限5/20
8	上旬	島尻郡夏季大会	
8	30	町陸上競技大会（8/30、8/31）	
10	5	島尻郡陸上競技大会	
11	16	区民運動会（毎年11月第3日曜日に実施）	

※以前の区民運動会の実施日は、7月第3日曜日でした。平成の終わり頃から、台風、熱射病、小中学校の学校行事（運動会）等を考慮して、7～10月を外し、11月の「家庭の日」に区民運動会を実施しています。

※「家庭の日」の趣旨より、スポーツ少年団等において、各種大会や部活動を休止する傾向があり、区民が一番集まりやすい日だと思われます。

※沖縄県青少年育成県民会議が推進する「家庭の日」には、家庭や地域で子ども達を育てる体験活動を通して健全な家庭づくりを推進する目的があります。（一部抜粋）

## 令和7年度予算書(案)

## 歳入の部

単位:円

項目	本年度予算額	令和6年度予算額	比較	備考
助成金	1,900,000	1,900,000	0	字から補助
雑収入	1,000	1,000	0	利息等
寄付金	1,000	1,000	0	
繰越金	275,381	94,834	180,547	
合計	2,177,381	1,996,834	180,547	

## 歳出の部

分担金	400,000	400,000	0	町(分担金、保険料)
会議費	70,000	70,000	0	総会、監督会議
備品費	15,000	10,000	5,000	
修繕費	5,000	5,000	0	
区民運動会費	320,000	250,000	70,000	
サッカー費	100,000	100,000	0	
ボウリング費	15,000	15,000	0	
ソフトボール費	140,000	140,000	0	
卓球費	40,000	40,000	0	
バレーボール費	140,000	140,000	0	
ソフトテニス費	60,000	60,000	0	
バスケットボール費	140,000	140,000	0	
野球費	100,000	100,000	0	
バドミントン費	60,000	60,000	0	
ゴルフ大会費	75,000	75,000	0	
陸上競技費	370,000	270,000	100,000	
剣道費	10,000	10,000	0	
ハンドボール費	100,000	100,000	0	
雑費	10,000	5,000	5,000	
広報費	5,000	5,000	0	
予備費	2,381	1,834	547	
合計	2,177,381	1,996,834	180,547	

## 令和7年度津嘉山体育協会役員（案）

役 職	氏 名	備 考
顧 問	与座 辰美	(区長)
会 長	桃原 武志	
副 会 長	根間 大夢	(青年会長)
副 会 長	金城 丈司	
会 計	仲村 博樹	
総 務 部 長	金城 爵秀	
総 務 員	高良 星一郎	
総 務 員	金城 陽介	
総 務 員	金城 裕弥	
総 務 員	保良 浩一郎	
総 務 員	大城 良紀	
総 務 員	与那嶺 一貴	
総 務 員	仲村 優佑	
広 報 部 長	黒島 大樹	
陸上競技部長	金城 繁治	
バレーボール部長	金城 裕弥	
バスケットボール部長	與座 成輝	
野球部長	城間 太	
ソフトボール部長	金城 尚子	
卓 球 部 長	金城 守和	
バドミントン部長	大城 佑介	
ソフトテニス部長	金城 俊弘	
サッカー部長	大嶺 創	
ゴルフ部長	金城 賢	
ボウリング部長	金城 清治	
ハンドボール部長	仲村 博樹	
監 査 員	金城 和貴	
監 査 員	金城 昭彦	

# 津嘉山体育協会会則

- 第1条 本会は、津嘉山体育協会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を津嘉山自治会におく。
- 第3条 本会は、体育に関する理解を深め、体育技術の向上並びに体育人口の増加を図ると共に体育を通して文化社会の建設に寄与するを以て目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 体育競技会の開催
  - 2 他の体育競技会への参加
  - 3 その他体育に関すること
- 第5条 本会は、津嘉山区民をもって組織する。
- 第6条 本会に次の部会をおく。  
総務部、広報部、陸上部、バレーボール部、バスケットボール部、野球ソフトボール部、卓球部、バドミントン部、ソフトテニス部、サッカー部、ゴルフ部、ボウリング部、ハンドボール部。
- 第7条 本会に次の部をおく。  
会長1名、副会長(1人は青年会長)、書記会計、各部長1名、顧問若干名(1人区長)、部員若干名、監査員2名。
- 第8条 本会に次の機関をおく。
- 1 総会
  - 2 役員会
- 第9条 総会は、最高議決機関で、定期総会は、毎年4月中にこれを行う。  
必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第10条 総会は、会員を以て構成し、議会に際しては会長が議長となる。

役員会は、常任顧問、正副会長、会計、部長、部員を以て組織し、必要に応じて会を開く。

2 総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否の同数の時は議長の決するところによる。必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第11条 総会は、次のことを議決する。

1 当年度の事業計画の決定

2 予算の議決、決算の承認

3 会則の決定並びに改訂

4 会長の選出

5 役員承認

6 その他必要事項

第12条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時にはその代理者となる。

会計は、会長の命により会務にあたり、庶務会計を掌理する。

2 本会に常任顧問をおくことができる。

3 常任顧問は、南風原町体育協会から体育功労者として表彰されて者で、本会の会長を歴任した者から選出する。常任顧問は、本会の活動について指導助言等を行うものとする。

第13条 本会の経費は、会費、助成金、その他の収入をもって当てる。

第14条 監査員は、毎年1回監査を行うものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

#### 附 則

この会則は、昭和48年3月9日より実施する。

昭和58年4月7日一部改訂 平成18年4月一部改訂

昭和61年4月21日一部改訂

平成元年4月11日改訂

平成11年4月一部改訂